

特別開講の取り扱いに関する要綱

学 長 決 定

（趣 旨）

第1条 この要綱は、学則上の科目について、当初予定されている開講時期以外に、特別な事情があると認められた場合に限って、学長の判断のもとで臨時に授業を開講すること（以下、「特別開講」という）について、必要な手続き等を定めることにより、学生の履修の便宜を図ることを目的とする。

（特別開講の対象）

第2条 特別開講は、次のいずれかに該当する場合に限り、学長の命により実施する。

- （1）不合格者に可能な限り早い時期に再履修させることが学修成果を確保する上で有意義であり、かつ当該不合格について汲むべき事情があるため特別開講を行う必要があると当該科目の科目責任者が学部・学科・研究科（以下、学部等という）の長に上申し、当該上長が認めた場合
- （2）東京医療保健大学危機管理規程第3条に定める危機事象が発生し、授業を受けることが困難な学生が生じたと科目責任者が学部等の長に上申し、当該上長が認めた場合
- （3）前2号の他、学修成果を確保する上で有意義であり、かつ真に止むを得ない事情があるため特別開講が望ましいと当該学部等の教授会において判断した場合
- （4）その他、学長が特別な事情により特別開講が必要と認めた場合

（特別開講の時期）

第2条 特別開講は、学部履修通則第4条第2項に基づき、夏季及び春季休業日に集中して実施する。ただし特に必要がある場合は、学長は、それ以外の時期に開講することができる。

2. 前項の開講時期は、当初の履修と同じセメスタの休業日とすることを妨げない。

（特別開講の科目責任者）

第4条 開講学部の教授会もしくは学長は、当初の履修の科目責任者以外の教員（非常勤講師を除く）を、特に科目責任者に指定することができる。

（特別開講の費用）

第5条 特別開講を履修する学生は、理事長が別に定める特別履修費及び演習・実験・実習科目等にあってはその実費を納めなければならない。

2. 特別履修費には、再履修費を含むものとする。

(雑則)

第6条 この細則に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は、2025年8月1日から施行する。

特別開講の取り扱いに関する要綱第5条第1項の規定により、
理事長が定める特別履修費

講義科目	1単位につき10,000円
演習科目、実験科目、実習科目	1単位につき15,000円

※演習、実験、実習に係る実費は別途徴収する。